大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　府は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を拡充するため、予算の定めるところにより、大阪府知事（以下「知事」という。）から指定を受けた診療・検査医療機関が行う検査機器の整備に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　本補助金の交付の対象となる事業は、新型コロナウイルスの感染を疑う患者に対する検査を行うため、診療・検査医療機関が実施する検査機器整備事業（以下「事業」という。）のうち、知事が必要と認めるものとする。

２　前項に規定する「知事が必要と認めるもの」とは、診療・検査医療機関の人員配置や建物の構造及び過去の検査実績を踏まえ、検査機器及びそれと一体的に整備する附帯備品の規格等が合理的と判断されるものをいう。

　　なお、大阪府新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要領により、補助金（以下「旧補助金」という。）の交付を受け、検査機器を既に整備している医療機関においては、本補助金申請時点における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第１項に基づく調査の委託を受け実施した検査に係る１日あたりの最大実績が旧補助金の交付を受け整備した検査機器の処理能力の概ね７割以上であり、かつ、事業の実施により検査実施件数の増加が見込まれる場合に限る。

（補助基準額及び補助対象経費）

第３条　本補助金の補助基準額及び補助対象経費は、別表第１欄及び第２欄に掲げるとおりと

する。

（補助の対象外費用）

第４条　本補助金は、次に掲げる費用については補助対象外とする。

（１）検査機器設置に直接必要となる電気設備工事及び機器設置工事を除く工事に係る費用

（２）既存のレセプト電算処理システムや電子カルテへの接続を除くシステム構築に係る費用

（３）検査機器の操作説明等、役務の提供に係る費用

（４）検査試薬等、検査分析を行うために必要となる消耗品等に係る費用

（５）その他、検査機器整備費として適当と認められない費用

（補助対象及び交付額）

第５条　本補助金の交付額は、次の各号により算出された額の範囲内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（１）別表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額と比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の申請は、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金交付申請書（様式第１号）を、知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）要件確認申立書（様式第２号）

（２）暴力団等審査情報（様式第３号）

（３）口座振替依頼書（様式第４号）

（４）見積書

（５）カタログ等仕様のわかる書類

（６）その他知事が必要と認める書類

３　第１項の大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金交付申請書は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の変更申請）

第７条　補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加申請等を行う場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金変更交付申請書（様式第５号）に関連書類を添付して、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（補助の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、第17条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（２）知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（４）補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。

（５）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、（様式第６号）により速やかに知事に報告しなければならない。

　　　　　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

　　　　　また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（経費配分の軽微な変更等）

第９条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20％以内の

変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20％以内の減額とする。

３　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする者には、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金変更承認申請書（様式第７号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第10条　知事は、第６条第１項の申請書の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助申請の取下げ）

第11条　補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付）

第12条　補助金は、第15条の規定による補助金の確定後交付するものとする。

（実績報告）

第13条　規則第12条の規定による報告は、大阪府新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関検査機器整備費補助金実績報告書（様式第９号）を補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月30日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

２　規則第12条の知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）口座振替依頼書（様式第４号）

（２）納品書等の写し

（３）請求書等の写し

（４）設置後の対象機器（附帯備品含む）を確認できる写真

（５）その他知事が必要と認める書類

（検査等）

第14条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

（補助金の額の確定及び通知）

第15条　知事は、第13条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第５条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為

を行った場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合において、既に交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を期限を定めて命ずるものとする。

３　知事は、第１項第１号から第３号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が、当該命令に係る補助金を受領した日から、納付した日までの日数に応じて、年10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第１項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

５　補助金の返還を命ぜられ、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年 10.95％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

６　知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（取得財産の処分制限）

第17条　規則第19条ただし書き並びに同条第４号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

（書類の保存）

第18条　補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（補助事業に係る措置）

第19条　知事は、本補助事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等、必要な措置を講じるものとする。

（細則の制定）

第20条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年７月２７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（大阪府新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要領の廃止）

２　大阪府新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。

３　この要領の施行の際現に旧要領第５条による交付決定又は第11条による額の確定がなされている補助金については、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基準額 | | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| (1)リアルタイムＰＣＲ装置  （全自動ＰＣＲ検査装置  を含む）  (2)等温遺伝子増幅装置  (3)全自動化学発光酵素免疫測定装置  (4)(1)～(3)に附帯する備品　　　等 | 知事が必要と認めた額  ただし、(4)については、  (1)～(3)と同時に整備する場合に限る。 | (1)～(4)検査機器の導入に伴う以下の経費  ・備品購入費  ・工事請負費（検査機器の設置に係る経費に限る）  ・使用料及び賃借料（検査機器のリース料に限る） | 10分の10 | |